



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

BR&R

米国倒産裁判所、私募債の補償 (make-whole) 条項が強制執行可能な損害賠償請求権を生じさせるものであることを肯定

[Bankruptcy Court Rules "Make-Whole" Provision Creates Enforceable Liquidated Damages](#)

米国テキサス州を拠点とする Ultra Petroleum Corporation (以下「UPC」) は、繰上償還の際には UPC が元金の100%に加えて一定額の補償金 (make-whole amount) を支払う旨を定めた無担保の私募債を発行していましたが (以下「本件私募債」)。本件私募債は、UPC が倒産手続の申立てを行うことを期限の利益喪失の事由に含んでいたところ、2016年4月に UPC が連邦倒産法第11章の倒産手続を申し立てた際に、本件私募債に基づく補償金の支払請求権の扱いを巡って UPC と社債権者との間で紛争が生じました。

UPC は申立後に業績が回復したため、再建計画において無担保債権の全額を弁済することを定めましたが、本件私募債の補償金については弁済の対象に含めていませんでした。これに対し社債権者が補償金の支払いを求めて訴訟を提起したところ、テキサス州南部地区倒産裁判所は、2017年9月21日に、本件私募債の補償金は強制執行可能な損害賠償請求権であると判断し、UPC に対し補償金全額の支払いを命じました。なお、UPC は、補償金が損害賠償の約定だとしたら、補償金の額は社債引受契約時に想定された損害とかけ離れているから、損害賠償の約定としては明白に均衡を欠き無効であると主張しましたが、裁判所は当該主張を退けています。

連邦倒産裁判所の上記判決は2017年10月5日付で控訴されており、上級審により異なる判断が示される可能性があります。私募債の実務上、定型的に用いられている補償 (make-whole) 条項につき、倒産裁判所が効力を肯定する判断を示したことは注目されます。

Corp.

ドイツ、新たなマネー・ロンダリング取締法の成立により、あらゆる法人について実質的所有者の登記が必要に

[New German Money Laundering Act Introduces Beneficial Ownership Register \(Transparenzregister\)](#)

EU のマネー・ロンダリング指令の成立を受けて、ドイツにおいて、新たなマネー・ロンダリング取締法が成立しました。同法において特筆すべき点は、これまで銀行等のマネー・ロンダリングに関与する可能性が典型的に高い業種にのみ規制を及ぼしていたのと異なり、業種に関わらず、あらゆる法人等 (商業登記を行ったパートナーシップ、信託受託者等を含む) にその実質的所有者の登記義務を課した点です。

登記義務の期限は2017年10月1日 (本記事執筆時点で既

に経過) とされ、同年12月27日より、同登記は正当な利益を有する者 (NGO、ジャーナリスト、弁護士、銀行等) による閲覧が可能となります。同法には罰則も設けられており、悪質なケースでは、最大100万ユーロもの罰金などが課されます。そのため、未だ対応が完了していない場合、すぐに対応を検討すべきです。

Corp.

フランス、非上場会社等多くの法人につき実質的所有者の登記が必要に

[France Establishes Register of Beneficial Owners of Corporations and Other Entities](#)

EU マネー・ロンダリング指令の成立を受けて、ドイツにおいて新たなマネー・ロンダリング取締法が成立し、あらゆる法人等に対し、その実質的所有者を登記する義務が課されました。今回、フランスにおいても同様に、マネー・ロンダリングやテロ活動の資金調達を防止するため、法人の実質的所有者について登記義務を課す法改正がなされました。

登記義務の主体となるのは、あらゆる非上場会社 (société civile 及び société commerciale)、フランス国内に支店を持つ外国法人等 (以下「対象法人等」) であり、その実質的所有者である自然人につき、氏名、住所、実質的所有の方法等を記載した書面を提出する必要があります。なお、提出の期限は、一部の例外を除き、2018年4月1日までとされています。当該期限までに登記を行わなかった場合や登記の内容に虚偽があった場合などは、対象法人等の代表者につき、6カ月の懲役及び7500ユーロの罰金、また対象法人等につき3万7500ユーロの罰金という厳しい罰則が規定されています。したがって、対象法人等に該当する場合には早急に提出の準備を進める必要があります。

また、現時点では上場会社の (非上場) 子会社も対象法人等に含まれ、登記義務が課されているため、フランス国外の上場会社にとっても多大な影響を及ぼす可能性があります。特に外国法人について、どういった法人が対象法人等に含まれるのか、また上場企業が最終親会社であった場合に、どのような基準で自然人である「実質的所有者」を選択すべきかといった点など、未だ不明確な点も多く存在し、それらの点については今後公表される指針等を注視する必要があります。

Finance

香港当局、イニシャル・コイン・オファリングに関する規制枠組みについて明確化

[Announcement Clarifies Regulatory Position on Initial Coin Offerings in Hong Kong](#)

資金調達手段として、世界的にイニシャル・コイン・オファリング (以下「ICO」) が増加する中、今年に入り、各国の規制当局は様々な声明を公表しています。

これに関し、近時、香港証券先物委員会 (以下「SFC」) も、ICO に関する声明を公表しました。当該声明において、ICO 及びそれにより勧誘又は販売されるデジタル・トークンは、当該 ICO の事実関係によっては、香港の証券法制の対象となりうるとされています。

また、SFC は、ICO におけるデジタル・トークンが「有価証



券」の定義に該当する場合、当該デジタル・トークンを取り扱い若しくはこれに関する助言を提供する者、又は当該デジタル・トークンに対して投資するファンドであって香港の投資家を対象とするものを運用若しくは販売する者は、それらの者の所在地にかかわらず、SFC の許可又は登録が必要であることを明確にしました。

SFC は、①会社に対する株主持分を表象するデジタル・トークンや、②ICO 発行会社の負債を発生させ、又はこれを認識するために使用されるデジタル・トークン等を、香港法における「有価証券」として規制対象となるデジタル・トークンの例として挙げています。

**Finance**

**米国証券取引委員会によるイニシャル・コイン・オファリングに関する初の法執行手続 (エンフォースメント・アクション)**

[SEC Brings First Enforcement Action Related to Initial Coin Offerings](#)

米国証券取引委員会（以下「SEC」）は、2017年9月29日、投資家に対する詐欺行為の疑いで、REecoin 及び Diamond Reserve Club の2社によるイニシャル・コイン・オファリング（以下「ICO」）のプロモーターを提訴しました。同プロモーターは、無届の証券募集、オファリングの裏付けとされた資産（不動産やダイヤモンド）に関する虚偽の説明、既に調達した資金額についての誇張、及び手続に関与するアドバイザーの有無に関する虚偽の情報の提供等を行ったとされています。

本件は、SEC による ICO に関する初の法執行手続（エンフォースメント・アクション）であり、投資家を詐欺行為から保護するという SEC の姿勢は、資金調達に関する技術や手法の如何を問わず、不変であることを示しています。

また、訴状によれば、被告であるプロモーターらは、本件オファリングを「イニシャル・メンバーシップ・オファリング」と呼び、ICOではなく、また対象となるコインが有価証券とみなされることを回避しようとしていたとのこと。これに対し、SEC は、かかる区別はごまかしに過ぎないと主張しています。

**General**

**米国カリフォルニア州、自動運転車両について新たな規制案を公表**

[California Issues New Autonomous Vehicle Regulations](#)

米国カリフォルニア州政府は、本年3月、自動運転車両につき条件付きで、公道での無人運転実験を認める改正法案を公表しました。その後、当該改正案に対するパブリックコメントの募集に寄せられた多くの意見を踏まえて、米国カリフォルニア州政府は、新たな改正法案を公表しました。

今回の改正法案では、公道での自動運転車両の実験を行う企業は、政府の許可を得る必要はなく、実験の場所、日時を含む一定の情報を政府に通知するだけで足りるとされる点が注目されます。もっとも、公道で実験を行うには、自動車が

運転手不在でも走行できることについて自動運転車両の製造者による証明書があること等が条件とされています。

さらに、同改正法案では、車両が収集する個人データ（車両の安全運行に必要というわけではない、車両の所有者等と関連づけられる情報と定義されています）に関し、いかなる個人データが収集され、どのように用いられるかについて、車両に乗車する者に開示する必要がある旨規定しています。

同改正法案は、10月25日までのパブリックコメント募集期間を経た後、本年末頃までに成立することが予定されています。さらに、2018年6月頃には公道での無人運転実験が開始される見込みです。

**General**

**イギリス政府、M&A 取引審査にかかる改正法案を公表**

[UK Government to Reform M&A Rules to Protect National Security](#)

イギリス政府は2017年10月17日、企業法（Enterprise Act）の改正等により、M&A 取引審査にかかる新ルールの導入を公表しました。本改正により、イギリス企業の買収等、同国企業に関する M&A 取引について、政府の監督権限が拡大・強化されます。現行法では、同国政府が審査を行い、或いは取引を阻止する権限は、①安全保障に影響しうる取引、複数メディアの兼業を生じるような取引、金融市場の安定性に影響しうる取引など特定の取引について、②イギリス国内で7000万ユーロ（9200万USドル）を超える売上を有する同国企業の買収、③合併等の両当事者合わせて、同国内の一定の取引分野において25%以上のシェアを有し、合併等によりシェアが増加するような取引といった場合に限定されていました。また、当事者による事前届出はあくまで任意とされており、届出の有無に関わらず、取引実行後4カ月以内に政府は審査及び処分を行うこととされています。

今回公表された改正法案では、一定の取引に事前届出義務を課すこと、軍事産業、軍民両用機器産業、先端技術産業などの分野についても審査対象とすること、上記②の売上基準を100万ユーロ（130万USドル）まで引き下げることで、上記③の要件のうち、合併等によるシェアの増加を要件から除外すること（すなわち、国内で既に25%以上のシェアを有している企業を買収する場合には全て③の要件を満たす）などが提案されています。本改正案は、一部について2017年11月14日まで、残りについて2018年1月9日まで、意見募集の手続きに付されます。

**General**

**建設契約：業界標準の設計施工を行った場合においてもコントラクターに生じ得る責任**

[Construction Contracts: When Is Industry Best Practice Not Good Enough?](#)

英国最高裁判所は、2017年8月、建設工事契約において、コントラクターが「相当の技術を採用し注意を払う」ことを前提に、建設工事契約で指定した業界標準設計そのものに誤りがあり、これにより同契約上保証した建築物あるいはデザインにかかる20年間の品質（目的）適合性（"fit for purpose"）



が満たされなかった場合には、コントラクターは品質（目的）不適合の責任を負うとの判決を下しました。

本事案で英国最高裁は、コントラクターが負うべき義務の内容は常に契約文言に依拠すると指摘しつつ、本件建設工事契約で指定された業界標準設計は、品質基準に適合させるために必要であれば修正されることを前提とする最低基準を示すものに過ぎず、コントラクターは契約上、（必要に応じて設計を修正して）合意済みの品質（目的）適合性を実現すべき義務を負っており、コントラクターにはかかる義務の違反が認められると判断しました。

本判決は、品質（目的）適合性を求める規定の有効性を認める英国及びカナダの裁判所の傾向に沿うものであり、かかる傾向がオーストラリアの裁判所にも妥当すると考えられます。

**IP** EU における商標制度の改正—さらなる改正について

[European Union Trademark Reform—Further Changes Have Arrived](#)

欧州共同体商標規則の改正について、2017年10月1日、第二フェーズとしてさらなる改正が施行されました。今回施行がされる改正では、以下のような重要な改正が含まれています。

**証明商標の導入**

証明商標とは、商品の素材、製造方法、役務の提供方法、品質、精度又はその他の特徴に関して、証明がされていない商品・役務との識別を可能とする商標であり、当該商品及び役務が、「使用規則」に規定される規格に従ったものであり、また、商標権者の責任において管理されていることを示すものです。

なお、証明商標には、証明商標の商標権者は当該証明商標の使用ができないこと及び地理的出所に関して証明された商品及び役務を識別する目的で出願することはできない、という2つの重大な制限があることに注意が必要です。

**視覚的表示要件の廃止**

商標の定義規定として、視覚的に表示されるという要件がなくなり、明確かつ正確に表示することが可能であれば、一般的に利用可能な技術を活用した出願が可能になります。例えば、MP3ファイルによる音の商標（従来であれば、楽譜が必要でした。）や、動画ファイルによる動き商標の出願等が可能となります。

**手続面の改正**

手続面でも、例えば以下に記載する改正を含む、様々な改正がされます。まず、使用による識別性の獲得について、予備的ないし選択的主張が可能となり、それゆえ、固有識別性についての判断がされるまで、出願人は主張を保留することができます。

次に、優先権主張が商標出願時に同時になされなければならないなくなります。ただし、優先権書類は出願時から3か月以内に提出可能です。

また、ITの発展に対応することを意図して、欧州知的財産庁との連絡や書類の提出手続について電子的通信手段がより広く認められることとなりました。

**Privacy** 中国の新サイバーセキュリティ法に基づく違反取締りの状況

[China's New Cybersecurity Law Brings Enforcement Crackdown](#)

2017年6月1日に施行された中華人民共和国のサイバーセキュリティ法は、その広い規制対象と罰則を伴う厳しい規制内容に加え、政府当局の広い裁量を許すあいまいな要件が多いことなどを理由に、施行前から国際的な議論を呼んでおり、施行後の法執行状況に注目が集まっています。

このような中、施行後3ヶ月が経過した現時点において、中国政府は国家レベル及び地方レベルの両方で、積極的に調査や違反の取締り、罰則の適用を行っています。また取締り対象の企業には、アリババやテンセントといった中国を代表するIT企業や、インターネット・サービス提供事業者以外の民間企業も複数含まれている点が注目に値します。

**Privacy** EU からのデータ移転に重大な影響を与える判決の可能性

[Looming Ruling on EU Data Transfer Rules Carries Potentially Serious Implications](#)

アイルランドの高等裁判所は2017年10月3日、EU標準契約条項の有効性について、欧州司法裁判所に先行判決を求めた決定をしました。

欧州司法裁判所は、2年前の Schrems 判決にて、米国・EU間セーフ・ハーバーを無効と判断し、多くの企業がEU標準契約条項等の新たなデータ移転スキームへの転換を余儀なくされることとなりましたが、この度、国際的なデータ移転制度の有効性について再び判断することになります。

EU標準契約条項には、米国・EU間セーフ・ハーバーと同様に、米国政府による監視に対するセーフ・ガードが不十分という懸念があり、無効と判断される可能性が十分にあります。差し当たりは、EU標準契約条項に基づくデータ移転は有効ですが、これが無効とされると各企業は国際的なデータ移転方法を改めて検討しなければなりません。また、無効とされた場合、別のデータ移転方法である拘束力を有する企業の内部規定（Binding Corporate Rules）がどのような影響を受けるかは、まだ明らかではありません。

欧州司法裁判所の判決は、2018年中、おそらく一般データ保護規則（GDPR）が2018年5月25日に適用開始された後に出される見込みです。

**Tax** トランプ政権、抜本的税制改革案を発表

[U.S. Tax Reform Proposal Highlights Potential Sweeping Changes](#)



トランプ政権は、2017年9月27日、下院歳入委員会及び上院財政委員会と共に、税制改革の統一的枠組みを示す案(以下「本税制改革案」)を発表しました。本税制改革案は、従前からの提案内容を含む抜本的改革案を提示するものであり、その概要は以下のとおりです。

- ・法人税率を35%から20%に引下げ
- ・パートナーシップ等により営まれる小規模事業の所得に対する適用税率を25%に
- ・2017年9月27日後に行われる特定資産に対する投資の即時償却
- ・米国人の持株割合が10%以上の外国子会社を通じて得た(能動的)事業所得を全額益金不算入とする、テリトリアル方式に移行
- ・米系多国籍企業の国外源泉所得に対する、一度限りののみなし国内還流(repatriation)課税
- ・米系多国籍企業が稼得した一定の(受動的)国外源泉所得に対する合算税制
- ・非米系多国籍企業との「競争条件を同じくする」ためのルールを導入

本税制改革案は下院歳入委員会の税法立案担当者 (tax writers) に提供済みで、今後法案が作成される予定ですが、その後の議会における承認プロセス等の詳細は未定です。

**Tax** **米下院、税制改革法原案を発表**  
[House of Representatives Releases First Draft of Tax Reform Bill](#)

米下院歳入委員会は、2017年11月2日、待望の抜本的税制改革法原案である「減税及び雇用法」(以下「本原案」)を発表しました。本原案では、2017年9月27日にトランプ政権が発表した税制改革案に含まれていたいくつかの重要項目の詳細が提案されています。例えば、連邦法人税率について、35%を最高税率とする現行の累進税率から20%の比例税率への移行、個人やパートナーシップ等により営まれる小規模事業の所得に対する軽減税率(25%)の適用が受動的所得に限られること、さらに、米国人株主の持株割合が10%以上の外国子会社を通じて得た所得を全額益金不算入とするテリトリアル方式について、米国人株主が当該外国子会社の株式を180日以上所有していたと要件とすること、などが提案されています。

さらに、テリトリアル方式への移行に伴って予想される税源浸食への対抗措置が提案されていることが注目されます。かかる対抗措置には、①米国会社の外国子会社の所得のうち、通常のリターン(約8.5%)を超えるハイ・リターン部分について、当該米国会社の所得と合算すること、および②連結会計の対象となっている国際的企業グループに含まれる米国会社が、同じグループ内の外国会社に対して米国税法上損金に算入される支払いを行った場合、原則として20%の特別税が課されること、が含まれます。とりわけ上記②につきましては、米国に子会社を有する日本の親会社が、当該米子会社

から支払いを受ける場合にも適用のあり得るものであり、今後の動向が注目されます。

今後は、米下院歳入委員会による本原案の修正が行われるとともに、米上院も独自の税制改革法案を発表し、それらの調整が行われる予定です。トランプ大統領は、クリスマス前までには議会で可決された法律案に署名し、発効させたい意向を示しています。

その他、2017年10月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

**Antitrust**  
欧州一般裁判所、ソフトウェア業界における支配的地位の濫用の要件について判断  
[European General Court Rules \(again\) on Mandatory Access and Interoperability in Software Industry](#)

**Antitrust**  
中国独禁当局、業界団体が関与する価格維持行為に課徴金  
[Chinese Competition Authority Imposes Fines for Price-Fixing Involving Industry Associations](#)

**Antitrust**  
欧州司法裁判所が過剰価格設定行為の判断基準について示した判断が独禁法に基づく取締りを強化する可能性  
[European Court Ruling May Reinvigorate Enforcement Against Excessive Pricing](#)

**BR&R**  
米連邦第二巡回控訴裁判所、クラムダウン型チャプター11手続における早期償還補償及び債権の劣後化につき判断  
[Second Circuit Rules on Chapter 11 Cram-Down, Make-Whole, and Subordination Issues](#)

**Disputes**  
中国の裁判所における外国会社の勝訴が米国裁判所における不便宜法廷地の申立てに及ぼす影響  
[Foreign Companies' Victories in Chinese Courts Support Forum Non Conveniens Motions in U.S. Courts](#)

**Disputes**  
豪州連邦裁判所、国際仲裁において同国裁判所が支援的措置を行う権限を制限的に解する判断を示す  
[Court Limits Australia's Jurisdiction to Assist International Arbitrations](#)

**Finance**  
フランスで銀行による融資業の独占を緩和する法改正  
[Relaxation of the French Banking Monopoly—A Major Milestone Reached](#)

**Finance**



フランスの非上場会社を対象に、ブロックチェーン技術を活用した資金決済が解禁へ

[Blockchain Distributed Ledger Technology Approved for Nonlisted French Securities](#)

**General**

ニューヨーク市の年金委員会、取締役会の多様化を促す運動に取り組む

[NYC Pension Funds Set Their Sights on Board Diversity](#)

**General**

米国政府、北朝鮮に対する追加制裁を決定

[With Tensions Rising, the United States Imposes Additional Sanctions on North Korea](#)

**General**

新しい米国会計基準が米国証券取引委員会の開示実務に与える影響

[Are You Ready for "New GAAP" Revenue Recognition? SEC Disclosure Considerations](#)

**General**

新しい米国の有害物質規制法及びEUの化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則 (REACH) の展望及び比較

[An Assessment and Comparison of New TSCA and REACH](#)

**General**

豪州ニューサウスウェールズ州、入札効率化と事業効率改善のため官民パートナーシップ (PPP) のガイドラインを改正

[Updated New South Wales PPP Guidelines Aimed at Reducing Bid Costs and Increasing Efficiency](#)

**General**

豪州政府、銀行役員責任体制の草案を公表

[Australia's Banking Executive Accountability Regime: A Dangerous Bill](#)

**General**

豪州クイーンズランド州裁判所、請負契約における通知条項につき発注者による黙示の権利放棄を認定

[The Importance of Strictly Complying with Notice Requirements on Australian Projects](#)

**General**

トランプ政権、新たな対イラン戦略を発表、核兵器開発に関する合意へのイランの違反を指摘

[Trump Announces New Iran Strategy, Decertifies Iran's Compliance with Iran Nuclear Deal](#)

**General**

米国証券取引委員会、規則 S-K の改正を提言

[SEC Proposes Modernization and Simplification of Regulation S-K](#)

**General**

米国連邦裁判所、電話勧誘に関する消費者保護法の違反につき非営利団体免責の法理を適用

[Federal Court Applies Charitable Organization Exemption in Telephone Consumer Protection Act Case](#)

**General**

英国商事裁判所、不良債権の取引につき債権市場協会の雛型契約書に基づく取消権の行使を認める判断

[English Court Rules on Unwinding of Distressed Debt LMA Trades](#)

**General**

豪州クイーンズ州裁判所、請負工事の完了証明書の発行が必ずしも発注者の代金支払いを強制しない旨を判示

[Disputing a Final Certificate: Does the Contractor Still Need to Pay?](#)

**General**

ヴェトナム政府、国営企業の民営化の方針を示す

[Vietnam Directs Divestment of State-Owned Enterprises](#)

**General**

豪州政府、私企業における内部通報者保護の法案を公表

[Australian Government Releases Draft of Private Sector Whistleblower Protection Law](#)

**IP**

米国連邦裁判所、当事者系レビューにおける特許性が認められないことの立証責任を申立人が負う旨を判示

[Burden of Proving Unpatentability of Amended Claims Placed on IPR Petitioners](#)

**Life Science**

米国テキサス州、遠隔医療の規制に関する新ルールを公表

[Texas Medical Board Releases Proposed Rules to Implement New Telemedicine Law](#)

**Privacy**

個人情報保護法制の統一に向けたイベロアメリカの新機軸

[New Ibero-American Standards to Provide Consistency in the Protection of Personal Data](#)

**Tax**

米国内国歳入庁、非課税のスピンオフに関する書面による事前相談を実験的に開始

[IRS Opens Pilot Program on Tax-free Spin-offs](#)